

春日井市告示第 156 号

令和 8 年第 5 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 8 年度春日井市一般会計補正予算ほか 5 件の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 29 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和8年度春日井市一般会計補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,202,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例 交付金		567,000	20,908	587,908
	1 地方特例 交付金	567,000	20,908	587,908
12 地方交付税		4,601,000	△ 546,511	4,054,489
	1 地方交付税	4,601,000	△ 546,511	4,054,489
16 国庫支出金		23,707,522	89,678	23,797,200
	2 国庫補助金	4,591,420	89,678	4,681,098
17 県支出金		10,843,504	11,474	10,854,978
	2 県補助金	3,312,711	11,474	3,324,185
20 繰入金		3,158,337	△ 128,156	3,030,181
	1 繰入金	3,158,337	△ 128,156	3,030,181
21 繰越金		1	1,556,428	1,556,429
	1 繰越金	1	1,556,428	1,556,429
22 諸収入		2,928,856	53	2,928,909
	5 雑入	1,777,068	53	1,777,121
23 市債		9,220,300	50,400	9,270,700
	1 市債	9,220,300	50,400	9,270,700
歳入合計		127,148,156	1,054,274	128,202,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,393,147	928,000	13,321,147
	1 総務管理費	10,176,024	928,000	11,104,024
3 民生費		60,104,436	99,125	60,203,561
	1 社会福祉費	31,759,762	52,897	31,812,659
	2 児童福祉費	22,309,756	46,228	22,355,984
4 衛生費		13,723,021	△ 30,000	13,693,021
	1 保健衛生費	5,898,563	△ 70,000	5,828,563
	3 清掃費	7,553,637	40,000	7,593,637
7 商工費		2,443,530	1,849	2,445,379
	1 商工費	2,443,530	1,849	2,445,379
8 土木費		13,570,818	56,000	13,626,818
	3 河川費	409,525	56,000	465,525
10 教育費		12,149,542	△ 700	12,148,842
	4 社会教育費	2,579,001	3,300	2,582,301
	5 学校給食費	3,846,041	△ 4,000	3,842,041
歳出合計		127,148,156	1,054,274	128,202,430

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務	令和 9 年度～令和11年度	21,000	令和 9 年度～令和11年度	25,000

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 債	河 川 整 備 業 事	94,100	普 貸 又 証 発 通 借 は 券 行	4.0%以 内（た だし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる政 府資金 及び地 方公共 団体金 融機構 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率）	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による 。ただ し、財 政の都 合によ り据置 期限及 び償還 期限を 短縮若 しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とがで きる。	144,500	補 前 同 正 に じ	補 前 同 正 に じ	補 前 同 正 に じ

令和 8 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,410,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0	330	330
	1 繰越金	0	330	330
歳入合計		24,410,162	330	24,410,492

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		45,000	330	45,330
	1 償還金及び 還付加算金	45,000	330	45,330
歳出合計		24,410,162	330	24,410,492

令和8年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,256,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	176,518	176,518
	1 繰越金	0	176,518	176,518
歳入合計		7,080,378	176,518	7,256,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		7,025,565	176,298	7,201,863
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	7,025,565	176,298	7,201,863
3 諸支出金		10,800	220	11,020
	1 償還金及び 還付加算金	10,800	220	11,020
歳出合計		7,080,378	176,518	7,256,896

令和8年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375,074千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,912,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,558,390	81,927	5,640,317
	1 国庫負担金	4,474,275	68,121	4,542,396
	2 国庫補助金	1,084,115	13,806	1,097,921
4 支払基金金 交 付 金		6,738,892	90,775	6,829,667
	1 支払基金金 交 付 金	6,738,892	90,775	6,829,667
5 県支出金		3,497,510	47,148	3,544,658
	1 県負担金	3,384,963	45,813	3,430,776
	2 県補助金	112,547	1,335	113,882
6 繰入金		4,577,578	114,810	4,692,388
	1 一般会計金 繰入金	3,623,618	42,097	3,665,715
	2 基金繰入金	953,960	72,713	1,026,673
8 諸収入		5,875	28,150	34,025
	1 雑収入	5,875	28,150	34,025
9 繰越金		0	12,264	12,264
	1 繰越金	0	12,264	12,264
歳入合計		25,537,216	375,074	25,912,290

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		24,184,774	325,525	24,510,299
	1 保険給付費	24,184,774	325,525	24,510,299
4 地域支援費		813,258	10,679	823,937
	介護予防・ 2 日常生活支援 総合事業費	746,263	10,679	756,942
6 諸支出金		157,675	38,870	196,545
	1 償還金	14,000	38,870	52,870
歳出合計		25,537,216	375,074	25,912,290

令和8年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補
正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		10,983	1,849	12,832
	1 繰入金	10,983	1,849	12,832
3 市債		0	69,300	69,300
	1 市債	0	69,300	69,300
歳入合計		11,794	71,149	82,943

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		5,000	69,300	74,300
	1 事業費	5,000	69,300	74,300
3 公債費		6,592	1,849	8,441
	1 公債費	6,592	1,849	8,441
歳出合計		11,794	71,149	82,943

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
事業費	事業費	春日井インター北企業用地整備事業 実施施設計業務	69,300

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
春日井インター北企業用地整備事業	69,300	普通貸借は行 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和8年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度春日井市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和8年度春日井市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第5号に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(5) 主要な建設改良事業	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
神屋中配水場更新整備	330,000千円	△16,461千円	313,539千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,432,510千円は、過年度分損益勘定留保資金1,955,250千円」を「不足する額2,369,049千円は、過年度分損益勘定留保資金1,891,789千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,176,141千円	△63,461千円	4,112,680千円
第1項 建設改良費	3,987,076千円	△63,461千円	3,923,615千円

（継続費の補正）

第4条 令和6年度春日井市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の年度及び年割額、令和7年度春日井市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額、年度及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	上水道施設 中央監視 設備更新	1,134,243	6	11,000	1,134,243	6	11,000
				7	959,112		7	959,112
				8	164,131		8	117,131
							9	47,000
		神 屋 中 配 水 場 更新整備	368,500	7	38,500	408,766	7	38,500
				8	330,000		8	313,539
							9	56,727